

森林吸収源対策と温暖化対策税制について

1	地球温暖化問題と森林吸収源対策	1
	地球温暖化対策大綱における吸収源対策の位置付け	1
	10カ年対策の概要とシナリオ	2
2	温暖化対策税の検討状況	4
	京都議定書以前	4
	京都議定書以降	4
	今後のスケジュール	6
	今後の論点の概要	6
3	温暖化対策税の吸収源対策への活用	7
	財源の用途として吸収源対策を検討対象とすることの妥当性	7
	財源が設定された場合の用途としての吸収源対策の意義	8
	国民による理解、支援の可能性	13

1 地球温暖化問題と森林吸収源対策

地球温暖化対策大綱における吸収源対策の位置付け

1997年に開催された京都会議(COP3)において、我が国の温室効果ガスの削減目標は、基準年(1990年)よりも6%削減とすることを義務づけ。

マラケシュ合意(2001年)では、国内の森林による吸収量を一定の上限のもとに目標達成手段として算入できることとされ、我が国の上限は、1,300万炭素トン(基準年排出量の3.9%に相当)とされたところ。

これを踏まえ、我が国の地球温暖化対策推進大綱においては、森林経営による吸収量として1,300万炭素トン(3.9%)程度の確保を目標。

京都議定書の概要

基準年:1990年(平成2年)

目標期間:2008年~2012年(平成20年~24年)

我が国の排出削減目標:6%

「地球温暖化対策推進大綱」(平成14年3月19日)の抜粋

地球温暖化対策に関する基本方針

- ・ 今後の地球温暖化対策に当たっては、まず、増加基調にある温室効果ガスの総排出量を早期に減少基調に転換し、その減少基調を京都議定書の6%削減約束の達成、更なる長期的・継続的な排出削減へと導くことを目指す。

温室効果ガス吸収源対策の推進

- ・ 森林・林業基本計画に示された目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第3条3及び4の対象森林全体で、森林経営による獲得吸収量の上限値(対基準年総排出量比3.9%)程度の吸収量を確保することが可能と推計
- ・ 現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合は、確保できる吸収量は対基準年排出量比3.9%を大幅に下回るおそれ
- ・ わが国に必要な吸収量を確保するため、
 - 健全な森林の整備
 - 保安林等の適切な管理・保全等の推進
 - 国民参加の森林づくり等の推進
 - 木材及び木質バイオマス利用の推進を強力に推進するとともに、吸収量の報告・検証体制の強化を図る

10カ年対策の概要とシナリオ

京都議定書における二酸化炭素吸収量のカウント対象となる森林は、1990年以降に人為活動が行われた森林等で、新規植林、再植林、森林経営の行われている森林。

我が国の場合、1990年以前に森林でなかった土地で今後新規植林・再植林の対象となる土地は限られており、適切な森林経営が行われている以下の森林が対象。
 育成林については、適切な整備・保全が行われているもの
 天然生林については、法令等に基づき保護・保全措置がとられている保安林、保護林及び自然公園

「森林・林業基本計画」の森林整備等の目標が達成された場合に、育成林（人工林、育成天然林）及び天然生林のうち保安林等に指定されている森林の吸収量は、我が国に認められた吸収量の上限値3.9%(1,300万t-c)程度と推定。

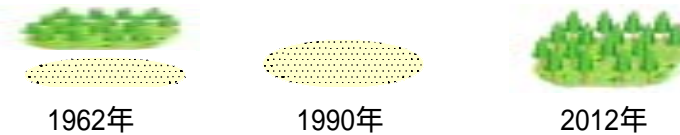
しかしながら、現状程度（平成10年～12年）の実績では、森林・林業基本計画の下で2003年～2012年の10年間に見込まれる整備量に比べて低位にとどまっており、このベースで推移した場合、吸収量は2.9%程度にとどまるものと試算。

このため、現状ベースを上回る森林整備等を推進することが必要

京都議定書上吸収量算入対象となる森林

（議定書 3条3項）

・ 新規植林,再植林：1990年より前に森林でなかった土地に植林



（議定書 3条4項）

・ 森林経営：持続可能な方法で森林の多様な機能を十分に発揮する管理と利用のための一連の行為



3条3項、4項のいずれも1990年以降の行為によるものが対象となる。

森林・林業基本計画の目標を達成した場合の吸収量見通し
 育成林 1160万ha、天然生保安林等 590万haが吸収量算定対象
C02吸収量 1,310万t-c (3.9%)

現状ベースで推移した場合の吸収量見通し
 育成林について必要な整備等が未実施であることを反映し、育成林算入対象面積が減少
C02吸収量 970万t-c (2.9%)

目標達成に必要な主な整備量のペースと現状

	目標	現状(H10-12)	差
植栽(万ha)	7.0	4.0	3.0
下刈(万ha)	45.5	30.0	15.5
間伐(万ha)	37.5	31.5	6.0
複層伐(万ha)	2.5	0	2.5
天然林改良(万ha)	3.5	2.5	0.5

昨年12月に「地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策」を策定したところであり、その達成を図るためには、ステップ毎に必要な取組を着実に実施することが重要。

このため、平成15年度からの第1ステップにおいては、林野公共事業の重点化・効率化を図りつつ、地域での森林吸収源対策の展開に向けた行動計画の作成「緑の雇用対策」等林業労働力の確保・育成木質バイオマスの利用促進に向けた条件整備森林吸収量の報告・検証体制の強化等、地球温暖化防止に向けた推進体制の確立に取り組んでいるところ。

平成15年度の概算要求に当たり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)においては、「我が国の温室効果ガスの削減・吸収、多様な健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業」が、重点4分野に位置づけられたものの、厳しい財政基調の下で平成15年度当初における林野庁予算は減少。(4,394億円 対前年度比98%) この中で、森林整備事業については、1,816億円、対前年度比101%の予算を確保。

平成14年度補正予算においては、林野庁全体で1,071億円が計上され、平成15年度当初予算と合わせた15ヶ月予算として、当面の対策推進に必要な経費は確保。(5,465億円 対前年度122%)

なお、今後の対策推進に必要な経費の額については、多様な施策の総合的な効果により吸収量の確保を図っていくべきものであること、個別施策の効率化等流動的な要素が大きいことから、明確な金額として試算することに難しい面がある。

今後の森林吸収源対策の推進に当たり、所要の財源の確保が重要な課題。

地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策の内容

1. 健全な森林の整備(育成林1160万haの計画的な整備) 地域毎に管理不十分な森林の整備に向けた行動計画の作成及び間伐の実施、育成複層林への誘導等多様で健全な整備を推進。
2. 保安林等の適切な管理・保全 保安林の荒廃を防止するため、治山施設の効果的な整備、保安林の計画的な指定及び良好な保全・管理を推進。
3. 木材、木質バイオマスの利用促進 木材産業の構造改革、住宅や公共部門への木材利用の拡大、国民への普及啓発及び木質バイオマスの利用を促進。
4. 国民参加の森林づくり 森林吸収源対策の国民への理解浸透、森林ボランティア活動、体験学習等多様な形態による保全活動等を推進
5. 吸収量の報告・検証体制の強化 2007年までに報告検証体制の整備を推進

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」における新重点4分野(平成14年6月21日 経済財政諮問会議答申)

人間力の向上・発揮 - 教育・文化、科学技術、IT
魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会
公平で安心な高齢化社会・少子化対策
循環型社会の構築・地球環境問題への対応
・地域温暖化についての研究開発、我が国の温室効果ガスの削減・吸収、多様な健全な森林の育成など自然生態系の保全・再生に直接つながる事業

2 温暖化対策税の検討状況

京都議定書以前

環境問題への経済学的アプローチの理論は19世紀に基礎が開かれ、その後、さまざまな環境問題の顕在化に伴い発展。

1980年代後半から1990年代にかけては地球温暖化問題への認識の高まりを受けて、OECD諸国において炭素税等の導入や検討が進展。

我が国においても、我が国への適用可能性等についての研究が進行。

京都議定書以降

京都議定書における拘束力のある排出削減目標の国際約束を受けて、我が国においては、目標達成に向けた広範な政策手法についての検討の一環として、様々な場で温暖化対策税の検討の取組。

OECD諸国における炭素税等の導入

COP3以前	1990年	フィンランド
	1991年	スウェーデン、ノルウェー
	1992年	デンマーク
COP3以降	1999年	ドイツ、イタリア
	2001年	イギリス

COP3：1997年京都会議

COP3以降環境省によって設置された研究会の例

1997年7月 「環境に係る税・課徴金等の経済的手法研究会」
課税のねらい及び課税対象により4つの案を提案。課税水準については低率及び高率の2種類を検討し、高率の課税案については、緩和策を検討。

2000年6月 「環境政策における政策的手法研究会」
低額の税を有効に活用し得るポリシーミックスの具体的な検討開始が最も重要

2001年8月 「地球温暖化防止のための税の在り方研究会」
経済への影響
CO₂排出削減技術への投資、国際排出量取引等との組み合わせにより、マイナス効果を軽減することが可能。
税収の用途
資本形成を促進するような還元方法を採用し、長期的な経済影響を小さくすることが望ましい。

地球温暖化対策推進大綱においては、ステップ・バイ・ステップの方式の導入とともに、税・課徴金等の経済的手法についても、さまざまな場で引き続き総合的に検討することとされており、中央環境審議会をはじめ各種の場で検討。

このうち中環審税制専門委員会の中間報告では、早期に導入を検討すべきこと、使途についても、吸収源対策を含めて幅広く検討すべきことを提示。

環境税の検討状況等

2002年5月 「地球温暖化対策推進法改正の際の付帯決議」
環境税等の経済的手法、及びそれらの導入のあり方等について国民各層の幅広い議論を行い、税制改正全体の中で検討を進めること。

2002年6月 「中環審税制専門委中間報告」
2004年に実施される対策の進捗状況の評価等において必要とされた場合には、第2ステップ以降早期に、温暖化対策税を導入すべき。使途についても、例えば植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等を含めて検討すべき。

2002年6月 「経済財政諮問会議」
「経済財政と構造改革の基本方針2002」
地球環境に配慮した税制を検討する。

2002年11月 「政府税制調査会」
「平成15年度における税制改革についての答申」
「環境税」の導入も含めた環境問題に対する税制面での対応については、国民の理解と協力を得て、今後、積極的に検討を進めていくことが望ましい。

2002年12月 「自民党税制調査会」
「平成15年度税制改正大綱」
「環境税」の導入を含め、税制面においては、環境問題全般に配慮した実効性ある施策について、幅広い観点からさらなる検討を進める。

今後のスケジュール

地球温暖化対策全体については、ステップ・バイ・ステップ方式により着実な目標達成を図っていくこととしており、当面は2004年に第1ステップの対策の進捗状況を評価し、2005年からの第2ステップにおいて必要な追加的対策を検討。

また、温暖化対策税の導入には、国民各層の理解が不可欠であり、事前に国民の論議を喚起しておくことが重要。

今後の論点の概要

温暖化対策税については、さまざまな場で検討が進められることになるものと考えられるが、中環審専門委員会においては、課税による削減効果と税収を活用した対策の双方が発揮される制度の考えが軸となっており、～が課題。

課税対象（特に、化石燃料以外のガスへの課税）

課税段階

税を効かせない仕組み（減免・還付等）と対策のイメージ

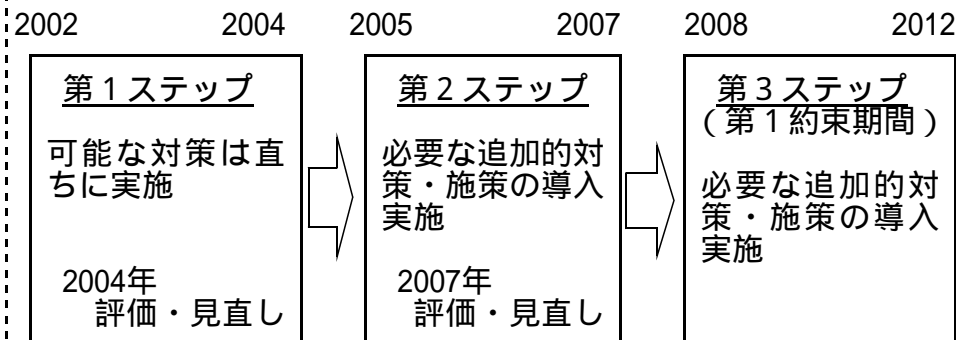
—

国民の納得が得られるような透明な使い方

税収を活用した具体的用途・必要額のイメージ

効果・影響の試算結果

地球温暖化対策推進大綱におけるステップ・バイ・ステップのアプローチ



- 中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会では、2003年2月にWGを設置し、温暖化対策税の具体案について検討。同年夏頃を目途に、最終報告を取りまとめる予定。

温暖化対策税の効果の算出の研究事例

(中央環境審議会 地球温暖化対策税制専門委員会第11回会合)

【試算の対象】

2010年のCO₂排出量を1990年レベルの - 2%にするための税率設定

【価格インセンティブ効果のみ】

炭素トン当たり約13,000円～35,000円
 ガソリン1リットル当たり9円～23円に相当
 この場合の税収4.5～12兆円

【価格インセンティブ効果 + 税収を活用した温暖化対策による効果】

炭素トンあたり3,000円
 ガソリン1リットル当たり2円に相当
 この場合の税収は約1兆円

3 温暖化対策税の吸収源対策への活用

財源の使途として吸収源対策を検討対象とすることの妥当性

温暖化対策税による税収の使途については、一般財源化、他税の減税から使途の特定化まで、幅広い議論が行われており、導入効果、合意形成などの面を考慮に入れて様々な可能性が検討対象。

温暖化対策のための税制度の導入先進国では、税収の使途について、税制中立の立場から他の税の減税を行っている国、課税水準や税収規模も勘案しながら環境政策を含め一般的な政策の財源として用いている国など様々なタイプがあり、各国の事情に応じた政策的な判断が前提。

森林吸収源の機能は、大気中の炭素を固定吸収するものであり、現在の大気組成の形成にも重要な役割を發揮。

二酸化炭素の吸収機能を高度に發揮させるための吸収源対策は、このメカニズムからみて、排出された炭素の回収対策であると思料。

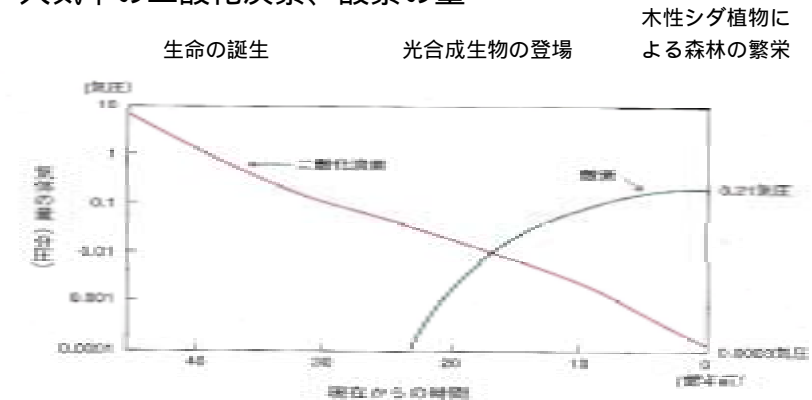
京都議定書のルール上も、削減目標は排出の抑制と吸収量の確保の合計により達成を図ることができるものと位置付け。

なお、「温暖化対策等税収をどう使うべきか」との議論とは別に、「吸収源対策として推進する森林整備等の財源がどのように調達されるべきか」という観点からは、森林整備等を通じた公益的機能等の發揮と国民生活との多様な結びつきを考えれば、従来の一般財源による調達に妥当性がある。これを温暖化防止に向けた目的達成の観点から強化する必要性からは、温暖化対策税財源からの調達も正当化され得るものとの考え

各国における温暖化対策税財源の使途の例

- ・ ドイツ 一部を再生可能エネルギー補助金に活用
- ・ イタリア 一部を省エネ、CO2対策補助金に活用
- ・ イギリス 一部を省エネ、再生可能エネルギー導入補助金に活用
- ・ デンマーク 社会保険負担の軽減、中小企業用補助金、省エネ投資補助等に活用
- ・ オランダ 課税対象部門に100%還元して活用

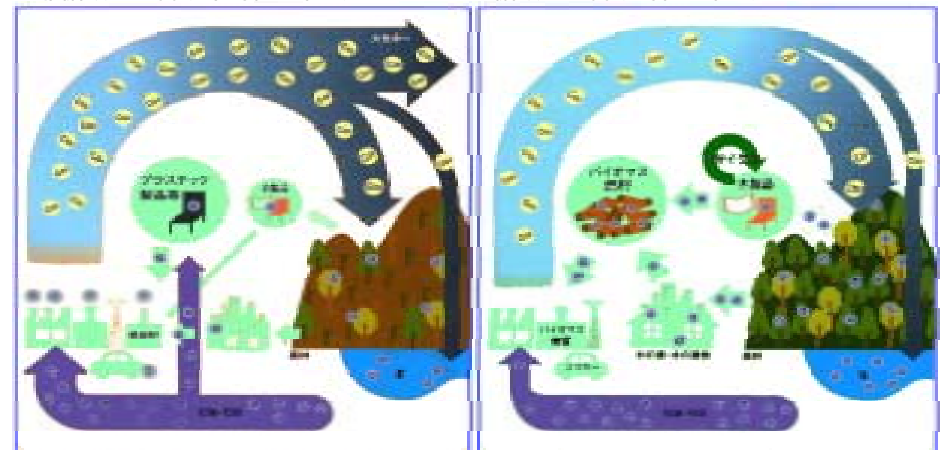
大気中の二酸化炭素、酸素の量



循環型社会の形成に貢献する森林

非循環型・持続不可能な社会

循環型・持続可能な社会



財源が設定された場合の使途としての吸収源対策の意義

(対策分野としてのウエイト)

使途の検討に当たって、温暖化対策全体に占める当該分野のウエイトは重要な要素。

森林は、地球規模でも、過去の炭素排出量及び将来の炭素排出抑制可能量のいずれの面からも大きなウエイトを有する分野。

地球温暖化対策推進大綱においては、全体で6%削減のうち、森林吸収源対策により3.9%程度の確保を目指すとの位置付け。

吸収量の上限と削減目標の関係等からみた吸収源対策は、我が国において特に重要な位置づけ

(即効性・確実性)

使途の検討に当たっては、2008年から始まる第1約束期間における目標達成に向けて、効果が即効的かつ確実である当該対策分野の役割を考慮することが重要。

森林吸収源対策は、森林整備の実施等に対する補助等の直接的な誘導措置を主体としており、対策の効果は速やかに発現。

森林の整備等を内容とするものであるため、公的資金の確保が図られれば、地域環境の保全に寄与するとともに、用地の取得を事業の前提としないなど、他の社会的制約は小さく、短期間での実行が可能。なお、労働力の確保、木材利用の促進等と一体的に進める必要がある。

1990年代における地球規模での化石燃料等による炭素排出量が概ね60億tc/年であるのに対して、1850～1998年のおよそ150年間における、土地利用変化による炭素排出量は(大部分は森林からの排出)約1,360億tc、2001～2050年までの今後50年間に森林で保全又は吸収できる炭素量は、600-900億tcと試算されている。(IPCC第3次報告書など)

地球温暖化対策推進大綱における我が国の6%削減目標の内訳

エネルギー起源CO ₂	±0.0%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O等	-0.5%
技術革新及び国民活動	-2.0%
代替フロン等3ガス	+2.0%
吸収量の確保	-3.9%
上記の一層の実施、京都メカニズム	-1.6%

各国における削減目標と吸収量

- EU(削減目標8%)における吸収量上限は0.5%
- 大きな吸収量上限を有するロシアは、いわゆる「ホットエアー」を抱えていると言われており、カナダも森林資源の状況が大きく異なる。

課税等の市場メカニズムを通じた消費の抑制や低排出型設備投資など、対策によっては社会による一定の調整・適応期間が必要となるものとみられている。

例えば、

- 国民の生活様式の変更を通じた排出削減は、エネルギー消費型耐久消費財の普及率の長期的上昇傾向からみれば制約が大きいが懸念される
- 発電施設の転換は、施設の整備に長期間を要するなど、時間的制約等が大きいが懸念される。

間伐等の必要な森林整備・保全が行われ、森林経営の要件が満たされた算入対象となる森林は、その後の経済変動等の影響を受けず、長期間確実に一定の吸収量を確保。

産業・民生いずれの部門における排出削減対策も、その後の経済変動等により、結果としての排出量が左右される面があるのに対し、算入対象となった森林の吸収量の確保は、継続的な森林経営が維持される限り、極めて確実性が高い。

補助等による施業等の実施

算入対象森林の拡大・特定

対象森林における吸収量の報告（その後の経済変動等によらず確定的）

森林吸収源対策の個々の措置は、その後の維持管理が必要なものの、相当期間効果を持続する。

更新（植栽）	その後の適切な保育を必要とするが、数十年間にわたる吸収源を造成
保育	保育段階により異なるが、例えば間伐は実施後10年以上にわたり、吸収量確保効果が期待
森林管理路網整備	林道では恒久的、作業道でも数年から10年以上にわたり、効率的な森林施業のための基盤施設として機能
森林保全施設整備	溪間工、山腹工等の保全施設は恒久的な森林保全効果を発揮し、吸収源対策の基盤となる林地を保全

財源の使途の検討に当たり、経済合理性（費用対効果など）の確保は重要な因子であるが、吸収源対策については、多様な施策の総合的な効果として吸収量が確保されるという性格や、地球温暖化防止以外の多様な国民の便益を生むという性格から、費用のうちどれだけを温暖化防止のためのものと位置づけるべきかの判断に困難性もあり、定量的な分析は難しい面があるとの考え

(循環型社会の構築に向けた効果)

温暖化対策の重要な方針の一つは、温室効果ガスの排出削減が組み込まれた社会の構築。

このためには、単年ごとに排出抑制を図る対策よりも社会システムの構造変化を通じた継続的な排出抑制を図る対策であることが重要。更に低排出よりもカーボンニュートラルが理想。

森林資源は、多くの有限天然資源とは異なり、光合成を通じて繰り返し再生産されることから、いわばカーボンニュートラルで再生産可能な天然資源。また、木材は製造に必要なエネルギーが小さい素材。

吸収源対策は、このような森林資源を活用する持続可能な森林経営を通じて、議定書ルール上の吸収量が確保されるという短期的な効果のみならず、循環型社会の構築に資するもの。

森林内における炭素固定量は長期的には定常化するものの、森林資源の循環利用を通じた化石資源の代替効果は恒久的に炭素量の緩和に資するものとして、IPCC報告書においても明記。

材料別の製造時における体積当りの炭素放出量は、製材を1とした場合、コンクリート1.2、鋼材 53、アルミニウム 220。

IPCC第2次報告書においては、森林の循環的利用を通じた長期的な代替効果（化石燃料、製造エネルギーが大きい素材の代替による効果）を明記、同第3次報告書においては、「仮想森林管理プロジェクトにおける炭素バランス」として、モデル試算も掲記。

将来的に我が国の人工林が定常的な段階に到達すれば、森林内の炭素増加量はゼロとなるが、そこから産出される木材が、循環的かつ高度に利用され、化石資源や製造エネルギーが大きい他の素材に代替された場合の恒久的な炭素抑制効果は、400～560万tc/年、我が国の基準排出量の1.2～1.7%に相当。

(経済活性化、雇用対策)

対策の実施に当たって、経済活性化、雇用創出につながる対策であることが重要。

森林吸収源対策として森林の整備・保全を進めることにより、持続的な森林経営を通じた循環型社会の構築に寄与。

このように森林吸収源対策は、成熟しつつある国内森林資源を活用した低排出・循環型産業である林業・木材産業及び広範な関連する産業の振興につながり、経済の活性化にも資するもの。

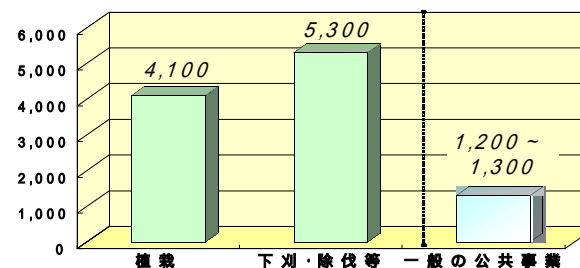
吸収源対策は、事業費当たりの雇用効果が高く、地域経済の活性化につながるもの。

昭和20～40年代を中心に造成された人工林は、旺盛な成長を続け、森林蓄積の増大が進んでいるが、林業収益性の低下等から森林所有者による整備が不十分なものが増大しつつあり、公益的機能の低下や資源の質の劣化が懸念されている。

森林整備を進めることにより、森林の健全化が図られると同時に、低排出・循環型産業の振興が図られるなどの効果。

- ・複層林施業への転換 下刈コストの軽減
(1,160千円/ha 200千円/ha 約80%の削減)
- ・密度管理による単木材積の増大 生産コスト縮減効果
自走式プロセッサによる生産性
樹木の胸高直径15cm 5 m³/hr
30cm 15m³/hr (生産性は約3倍)
- ・路網密度の上昇 生産コストの削減
(集材距離1,000m 200m 約40%の削減)

事業費1億円で雇用できる労働者数



緊急地域雇用創出特別交付金事業(緊急雇用対策として地方自治体が行う新公共サービス雇用であり、地域のニーズに応じて事業内容が選択 平成13～16年)においては、森林整備・保全分野での雇用が、平成13年には全分野27,500人のうち4,800人、平成14は森林整備・保全分野で15,300人(見込み)となるなど、積極的に取組まれている。

森林整備・保全を通じた雇用創出(緑の雇用対策)は、全国45知事連名の森林県連合により地球温暖化防止に取り組む際の視点の一つとして提唱(H14.6)されている。

(森林の有する公益的機能の発揮)

森林吸収源対策として行う森林整備・保全是、森林の有する多面的機能の持続的発揮及び林業の健全な発展を目指して策定している森林・林業基本計画に基づくもの。

これらの森林の整備等を通じて、安全な国土の形成、水資源のかん養、生物多様性の保全など、多様な公益的機能を生揮。

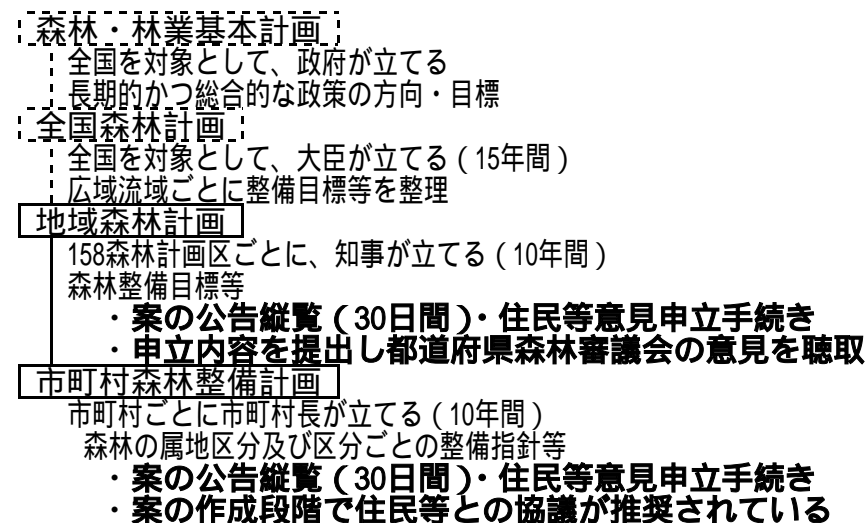
また、整備対象となる森林の整備・保全の内容は地域森林計画や市町村森林計画等に従ったものとなるが、これら計画は住民等の意見を聴いて定められたもの。

森林の有する多面的機能に対する日本学術会議による評価

■ 二酸化炭素吸収機能	1兆2,391億円/年
■ 化石燃料代替機能	2,261億円/年
■ 表面侵食防止機能	28兆2,565億円/年
■ 表層崩壊防止機能	8兆4,421億円/年
■ 洪水緩和機能	6兆4,686億円/年
■ 水資源貯留機能	8兆7,407億円/年
■ 水質浄化機能	14兆6,361億円/年
■ 保健・レクリエーション機能	2兆2,546億円/年

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年11月1日)
(注)森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能なく一部の機能について、評価されたものである。

森林計画制度(民有林)の体系と住民意見等の反映手続き



国民による理解、支援の可能性

(森林吸収源対策に対する国民等の認知度)

新たな税制の検討に当たっては、国民による理解、支援の可能性は極めて重要な要素。

森林吸収源対策は、温暖化対策の優先分野として国民各層に広く浸透しているとともに、経済界からも積極的な取組に対する要請。

内閣府の温暖化防止の世論調査によると、森林の保護についてあげているものが多く、また、環境関係でも、森林の保護等を優先的な施策としており、国民的な森林施策への支援に対する意識は大。

昨年6月、和歌山、三重、高知、岐阜、岩手5県知事の呼びかけに他の40県知事が賛同して「地球温暖化防止に貢献する森林県アピール」を政府に対して提唱。

経済同友会においても、持続可能な社会の実現に向けて、森林への投資が重要として提言。

地球温暖化防止とライフサイクルに関する世論調査

(内閣府 平成13年7月)

Q 地球温暖化防止のために、国としてどのような取り組みをしていくことが望ましいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

A (上位3つまでを記載)

森林保護や緑化対策の推進	60.4%
太陽光発電・風力発電・太陽熱利用のような新エネルギーの普及促進	45.6%
燃費効率のよい自動車やクリーンエネルギー自動車の普及促進	41.7%

「環境問題」に関する全国世論調査

(読売新聞社 平成14年7月)

Q 地球環境を保護する対策として、あなたが、国に優先的に取り組んでほしいものがあれば、次の中からいくつでもあげてください。

A (上位3つまでを記載)

森林保護や緑化を促進	48.5%
環境に悪影響を及ぼす産業への規制を強化	43.7%
環境に配慮した商品を普及	39.8%

「地球温暖化防止に貢献する森林県連合 共同アピール」

(45知事 平成14年6月)

国が地球温暖化防止に向けて抜本的な対策を打ち出すに当たって、森林の整備・保全を国家的課題として積極的に進めること等を強く期待。

経済同友会の提言

「森林再生とバイオマスエネルギー利用促進のための21世紀グリーンプラン」(平成15年2月)

公的資金での間伐の推進、複層林への移行などの大規模なプログラムを提言。

同プランは、持続可能な社会の実現に向けて21世紀中に展開すべき基幹的プログラムの一つであること、本プランへの支出は、社会的コストではなく、持続可能な社会という将来価値実現のための投資と認識されるべき性格のものであること、について、国民的理解を高める努力が大切。

(森林整備等に対する支援を支持する動き)

地方においても、森林の整備・保全を目的とした独自課税の取組みが進められており、森林対策という用途に対する新たな課税に国民の支持が広がりつつある状況。

平成12年4月に地方分権一括法により地方税法が改正され、法定外目的税制度が創設されたことを契機に、多くの都道府県で自主財源の確保を目的とした独自課税について研究や検討が進展。

- ・高知県では、広く浅い課税により森林の重要性について理解を深めることを目的に、意見交換会やシンポジウムの開催などの県民参加の議論を行い、平成15年度より「森林環境税」を導入。
- ・神奈川県では、生活環境に対する負荷を規制し、その税収を生活環境対策に充てる「生活環境税制」を検討しており、このうち水については、森林整備を含む水源環境保全施策等の専門的な検討を行うとともに、広く県民の参加による県民会議を開催予定。

これらの独自課税については、財源調達のみならず、受益と負担の関係をより意識する議論が行われることによって、住民の意識の向上にも寄与。

- ・岡山県の環境に関する意識調査（県民調査）では、「水源かん養税」を必要又は用途によっては必要と考えている人が半数以上。

高知県の「森林環境税」について

目 的

環境問題の重視と地方分権の推進を背景に、「県民参加による森林保全」の機運を高めるとともに、公益上重要で緊急に整備する必要のある森林の混交林化を進め、森林の環境面の機能を保全

資料：高知県総務部・森林局「森林環境保全のための新税制（森林環境税）の考え方」より

神奈川県の生活環境税制について（水に関するテーマ）

(1) 新たな仕組みの考え方

- ・自然から受けた水の恵みに対して、保全経費の一部を利用に応じて負担
- ・水の利用とそれに応じた負担によって、水源環境を日々の生活の中で実感

(2) 県民参加の必要性

水源環境保全の取組を、県民の意志と参加に基づいて推進するため、住民・事業者・NPO・行政の連携による意識醸成等の取組を進めるとともに、県民意志を反映するための新たな仕組みを確立し、モニタリング調査に基づいて施策の評価・見直しを行っていく必要

資料：神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会資料より作成

岡山県の環境に関する意識調査（県民調査）

（平成13年8～9月）

Q 環境保全のために新たに導入が検討されている県税についてお尋ねします。

「水源かん養税」は、森林保全費用にあてるため森林から水などの恩恵を受ける人に課税されるものです。この税は必要だと思いますか。

（ は1つ）

A	必要	13.3%
	用途によっては必要	42.8%
	どちらともいえない	20.4%
	必要でない	18.3%
	無回答	5.3%